

(公財)武蔵野健康づくり事業団保有検査機器の更新時期及び依頼検査について

1 検査機器の更新時期

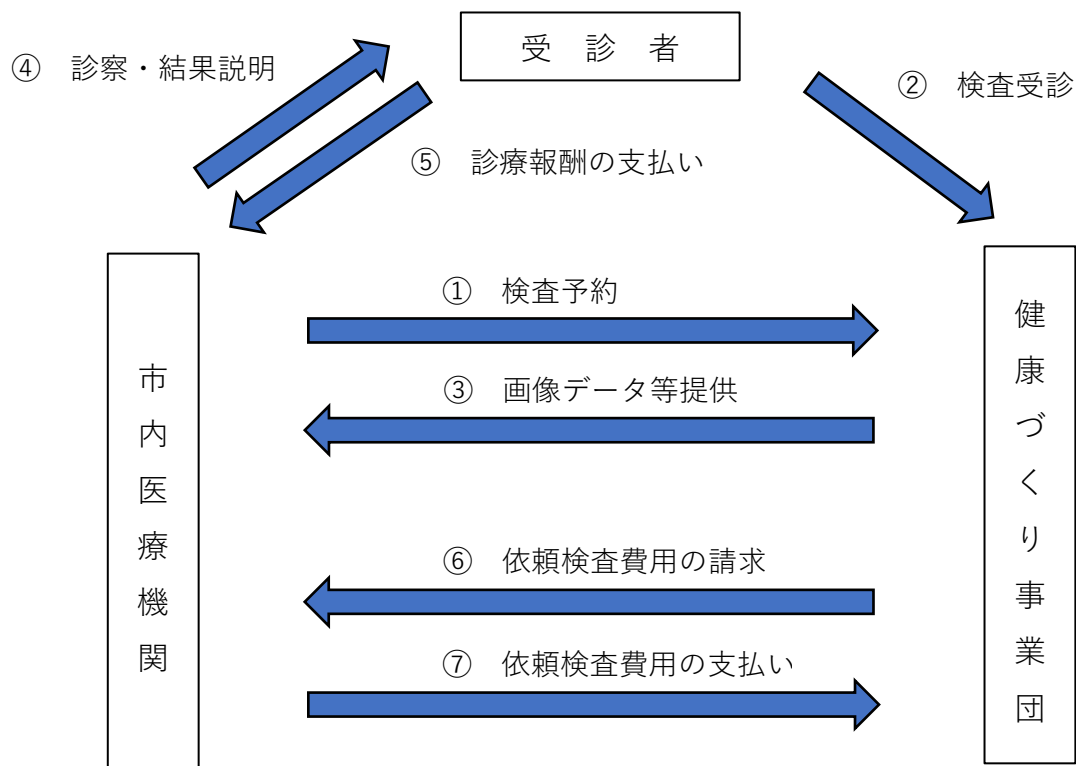
	No	機器名称	概要	用途			取得価格(円)	購入時期	更新予定時期※1	備考
				市がん検診 市健診	依頼検査	人間ドック 職域健診				
測定系機器	1	自動身長計付体組成計	身長・体重・再組成を計測	骨粗しょう症検診		○	997,500	H23.12	R7年度	スポット保守契約で耐用年数延長、R7年度に更新予定
	2	聴力検査装置	聴力を検査			○	1,900,500	H24.10	移転時	スポット保守契約で耐用年数延長、R12年度まで使用可
	3	検診用オーディオメーター	聴力を検査			○	242,940	H25.2	移転時	スポット保守契約で耐用年数延長、R12年度まで使用可
	4	解析機能付心電計	心電図を測定		○	○	907,200	R1.9	移転時	スポット保守契約で耐用年数延長、R12年度まで使用可
	5	マイクロスパイロ	肺活量を測定			○	331,560	R1.9	移転時	スポット保守契約で耐用年数延長、R12年度まで使用可
	6	自動視力計	視力を測定			○	605,000	R2.3	移転時	スポット保守契約で耐用年数延長、R12年度まで使用可
	7	非接触眼圧計	眼圧を測定			○	1,628,000	R2.3	移転時	スポット保守契約で耐用年数延長、R12年度まで使用可
画像系機器	8	無散瞳眼底カメラ	眼底写真を撮影			○	2,678,000	H27.3	R7年度	R7年度に更新予定
	9	超音波装置(A)	超音波で体内を撮影		○	○	4,500,000	H27.7	R7年度	R7年度に更新予定
	10	超音波装置(B)	超音波で体内を撮影		○	○	4,500,000	H27.7	移転時に利用終了	スポット保守契約で耐用年数延長、移転時(R10年度)に利用終了
	11	X線テレビ装置(A)	胃の撮影・バリウム検査用	胃がん検診	○	○	23,362,500	H21.8	移転時に利用終了	スポット保守契約で耐用年数延長、移転時に利用終了
	12	X線テレビ装置(B)	胃の撮影・バリウム検査用	胃がん検診	○	○	15,180,000	R4.1	移転時に利用終了	R14年度までは年間保守契約により対応
	13	X線コンピュータ断層撮影装置(CT)	体の断面を撮影		○	○	32,760,000	H23.12	移転時※2	R5.1に耐用年数4年間延長
	14	X線一般撮影装置	胸部X線や骨密度(手)を撮影	肺がん検診 若年層検診 骨粗しょう症検診	○	○	3,412,500	H25.12	移転時	スポット保守契約で耐用年数延長、R12年度まで使用可
	15	乳房X線装置(マンモグラフィ)	乳房のX線撮影用	乳がん検診	○	○	14,796,000	H27.7	移転時	スポット保守契約で耐用年数延長、R12年度まで使用可
	16	一般撮影用フラットパネルディテクタ	X線撮影画像をデータ変換する装置	肺がん検診 若年層検診 骨粗しょう症検診	○	○	9,240,000	H25.12	移転時	スポット保守契約で耐用年数延長、R10年度に更新予定
	17	レーザーイメージャー	胸部X線やCT画像をフィルムに焼き付ける機器		○		2,484,000	H27.7	移転時	スポット保守契約で耐用年数延長、R12年度まで使用可
	18	内視鏡検査一式(新規導入予定)	内視鏡検査用	胃がん検診	○	○	—	—	—	
	19	X線骨密度測定装置(新規導入予定)	骨密度検査用	骨粗しょう症検診	○	○	—	—	—	

※1：移転は令和10年度を想定

※2：X線コンピュータ断層撮影装置(CT)は今後の部品供給状況により、移転時より前倒して機器を更新する可能性がある。

## 2 依頼検査

### (1) 依頼検査の流れ



### (2) 依頼検査における費用精算の流れ

- ・ 依頼検査の会計は、検査を依頼した市内医療機関に受診者が支払う。
- ・ 診療報酬の算定は、各医療機関で算定し、健康づくり事業団からは毎月の検査費用をまとめて市内医療機関に請求する流れとなっている。
- ・ 検査費用については、武蔵野市医師会と健康づくり事業団が締結した協定に基づき、診療報酬に基づく検査料の7割相当額が検査の対価として健康づくり事業団に支払われる。

#### 【例】超音波検査（腹部）

◎各医療機関で請求可能な保険点数

- ・ 診療情報提供料 250点
- ・ 検査料 530点

合計点数 780点 = 7,800円（受診者の支払金額）

◎事業団への支払金額（検査料の7割）

5,300円（530点） × 0.7 = 3,710円

#### <参考>

画像診断の設備がなく、他の検査（医療）機関に依頼して撮影してもらう場合（「画診共同」という。）、診療報酬の算定・精算方法については国が定める診療報酬点数表により以下の2通りが定められている。（※健康づくり事業団は、以下の①のケース）

- ① 医療機関から依頼された検査機関で画像撮影のみ行い、医療機関で検査結果の診断を行う場合
  - ・ 依頼元の医療機関は診療報酬に基づく請求を受診者に行う。
  - ・ 検査費用は依頼元及び依頼先の双方が合議した金額に基づき、検査機関に支払う。
- ② 医療機関から依頼された検査機関が画像撮影と検査結果の診断を行う場合
  - ・ 依頼先の検査機関で診療報酬に基づき受診者へ費用を請求する。
  - ・ 依頼元の医療機関へは、結果情報を伝える。